## 2020年4月1日 (水) から 登録喀痰吸引等 事業者の 登録を開始します。





- 道内に所在する事業所等で、実地研修を修了した介護福祉士による喀痰吸引等の業務を行おうとする事業者は、事前に事業所等毎に道知事の登録を受ける必要があります
- 登録喀痰吸引等事業者が、介 護福祉士に実地研修を行う場合、 登録研修機関と同水準以上の 実施が必要です
- 利用者の安全を確保した上で、 公正かつ適切な研修が求められます

## 主な 申請書類

- > 登録申請書
- > 定款の写し(要原本証明)、法人の登記事項証明書
- 介護福祉士·認定特定行為業務従事者名簿
- **〉 介護福祉士登録証の写し、認定特定行為業務従事者証の写し**
- 法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類
- 業務方法書、喀痰吸引等(特定行為)実施手順書
- » 緊急時対応マニュアル、実<u>地研修実施方法書</u>、感染症予防マニュアル